

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所 ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒310-0015 梅善ビル 2・3階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

日本医師会の赤ひげ大賞を受賞した下田憲医師のトレードマークは、白の作務衣。名医というより名僧を思わせる「けん三のこぼ館クリニック」の院長。クリニックの壁には患者との触れ合いの中で感じた心の声を言葉にして掲げている。薬では治せないのが心の病。下田医師の磨き上げた言葉を聞きに来る患者も多い。若い頃、末期ガン患者の質問に「自分の神様に聞いてごらん」とかわしてしまった後悔から患者の言葉を正面で受け止めるようになりました。琴線に触れる言葉には、その人の体験や生き方が自然と発露されるものです。

私の書棚より

○組織を率いるリーダーは、今何が起きているかの現状分析力、周囲の状況がどうなっているかの大局観、これから何が起こるかの洞察力、周囲がついていこうという人間力などさまざまな資質が求められ、常に目配りしていかなければ方向を誤る。
○仕事は「チームのため」「お客さまのため」といった世のため人のためという何かに貢献する志がなければ結果はついてこないものだ。

「ビジネスマンに贈る生きる論語」
佐々木常夫著 文藝春秋

税務アンテナ

□相続税の課税価格の計算上、被相続人の債務や葬式費用は、相続財産の評価額から控除されます。

ただし、香典が相続財産にならないため、香典返しにかかる費用や、初7日、49日の法事にかかる費用は控除できません。

また、連帯債務は、連帯債務者の負担部分の金額が、特約により明らかな場合には、確実な債務として債務控除できますが、明らかでない場合は、各自が平等の割合により負担するものとみなされます。

ただし、連帯債務による借入金の運用状況や、その運用で得た財産の申告状況により、被相続人が連帯債務による利益の全てを享受していたものと認められるときは、全額が債務控除できます。

□法人の収益計上の時期は、商品の販売であればその引き渡しの日となり、請負であればその目的物の全部を完成して相手方に引き渡した日か、物の引き渡しを要しない請負契約にあっては、その約した役務の全部を完了した日となります。

不動産の仲介手数料の場合は、原則として取引当事者間の契約成立時点が収益計上の時期になりますが、取引完了日前に報酬を収受したときは、その収受した金額については収益に計上しなければなりません。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

12月の税務スケジュール

10日	○ 11月分の源泉所得税の納付
31日	○ 10月決算法人の確定申告 ○ 27年4月決算法人の中間申告(予定申告) ○ 27年1月、4月、7月決算法人の消費税中間申告(年未年始につき1月5日)

31日	○ 7月決算法人の消費税各種選択届出書提出(休日につき29日)
-----	---------------------------------

今月の贈る言葉『目的はただ一つしかない。前進することだ』 by 魯迅